

令和2年12月30日

那須信用組合

新型コロナウイルスに関するお知らせ

栃木県は、令和2年12月29日（火）、新型コロナウイルス感染に対する警戒レベルを「特定警戒」の最高レベルに引き上げることを決定し、新型コロナ特措法に基づき、令和2年12月30日（水）～令和3年1月11日（月）の期間、県民に対し不要不急の外出を自粛するよう要請しました。

これを受けて、那須信用組合全営業店において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年1月4日（月）～令和3年1月8日（金）の期間、得意先係による集金等の外訪営業活動を自粛させていただきます。

お客様には大変ご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご了承賜りますようお願い申し上げます。

なお、全営業店及びATM店は、通常どおり営業しております。

融資のご相談、その他各種ご相談は、随時お受けしておりますので、お気軽にお申し付けください。

ただし、新型コロナウイルス感染の影響拡大を踏まえた資金繰り支援及びそれらにかかる相談、その他融資業務にかかる活動は継続して実施いたします。

本件に関するお問い合わせ
那須信用組合 総務部 担当 吉宮、関谷
TEL 0287-36-1230 FAX 0287-36-5658

